

処 分 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名	銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 例	第11条第7項
処 分 の 概 要	クロスボウ射撃指導員の許可の取消し
原 権 者	埼玉県公安委員会
法 令 の 定 め	銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第5号の3（許可）、同第11条第7項
処 分 基 準	クロスボウ射撃資格者が銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第5号の3の規定による許可を受けたクロスボウ射撃指導員の監督に従わないで当該許可に係るクロスボウを所持したときで、クロスボウ射撃資格者のした行為に伴う実害の発生、同種事案の再発のおそれ、社会的に非難されるべき点等が認められる場合に、許可を取り消すものとする。
問 合 せ 先	埼玉県警察本部生活安全部保安課
備 考	